

日田市規則第48号

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月30日

日田市長 原 田 啓 介

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部を改正する規則

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則（平成24年規則第230号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後等とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する居宅介護サービス費等の額の特例等）</p> <p>3 略</p> <p>4 前項に規定する特例給付及び利用者負担額の免除の対象となる期間は、第7条の規定にかかわらず、令和2年7月6日から令和3年2月28日までとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する居宅介護サービス費等の額の特例等）</p> <p>3 略</p> <p>4 前項に規定する特例給付及び利用者負担額の免除の対象となる期間は、第7条の規定にかかわらず、令和2年7月6日から同年12月31日までとする。</p>

5 附則第3項の規定による特例給付及び利用者負担額の免除を受けようとする者に対する第4条第1項及び第6条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「前2条」とあるのは「附則第3項」と、「提出しなければならない。」とあるのは「提出しなければならない。ただし、市長が当該事実を罹災者名簿等によって確認できる場合は、書類の添付を省略させることができる。」と、第6条第1項中「介護保険利用者負担減額・免除認定証（様式第3号）」とあるのは「別に定める介護保険利用者負担額免除証明書」とする。

6 介護保険利用者負担額免除証明書の交付を受けた者は、介護サービス事業所等において、被保険者証及び介護保険利用者負担額免除証明書を併せて提示することにより、利用者負担額の免除を受けることができる。

7 略

5 附則第3項に規定する要件に該当する場合において、市長が当該事実を罹災者名簿等によって確認できる場合は、第4条第1項に規定する書類の添付を省略させることができる。

6 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項の改正及び附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に1項を加える改正は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 市長は、施行日前においても、この規則による改正後の日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。